(目的及び設置)

第1条 この要綱は、保育所等の待機児童の解消を図るため、保育所等分園を整備する法人 (以下「整備法人」という。)の事業計画等を審査するため、西宮市保育所等分園整備法人 選定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その運営等に関し必要な事項を定めるこ とを目的とする。

(所管事務)

第2条 委員会は、整備法人の作成した事業計画書等を審査し、その結果を市長に報告する。

(組織)

- 第3条 委員会は、こども支援局長、子育て事業部長、子育て事業部参事(保育指導担当)、 保育幼稚園支援課長、保育入所課長の委員5名をもって構成する。
- 2 委員会に委員長を置き、委員長はこども支援局長をもって充てる。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議の招集等)

- 第5条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者を出席させて意見を聴き、又は説明 若しくは資料提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、こども支援局子供支援総括室保育幼稚園指導課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成24年9月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 即

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。